

| ランク | 判定基準 | 見られる症状•行動の例 |
| :---: | :---: | :---: |
| I | 何らかの認知症を有するが，日常生活は家庭内及 び社会的にほぼ自立している。 |  |
| II | 日常生活に支障を来すような症状•行動や意思疎通の困難さが多少見られても，誰かが注意してい れば自立出来る。 |  |
| II a | 家庭外で上記 II の状態が見られる。 | たびたび道に迷うとか，買い物や事務，金銭管理な どそれまでできたことにミスがめだつ等 |
| II b | 家庭内でも上記 II の状態が見られる。 | 服薬管理ができない，電話の応答や訪問者との対応など一人で留守番ができない等 |
| III | 日常生活に支障を来すような症状•行動や意思疎通の困難さがときどき見られ，介護を必要とする。 |  |
| IIIa | 日中を中心として上記IIC状態が見られる。 | 着替え，食事，排便•排尿が上手にできない・時間 がかかる。やたらに物を口に入れる，物を拾い集め る，徘徊，失禁，大声•奇声をあげる，火の不始末，不潔行為，性的異常行為等 |
| III $\stackrel{ }{ }$ | 夜間を中心として上記亚の状態が見られる。 | ランクIIaに同じ |
| IV | 日常生活に支障を来すような症状•行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ，常に介謢を必要とす る。 | ランクIIIに同じ |
| M | 著しい精神状態や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ，専門医療を必要とする。 | せん妄，妄想，興奮，自傷•他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等 |

「「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）
表3 食事項目の記入選択肢

| 質問内容 | 選択肢 | 質問内容 | 選択肢 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 治療食 | $\square$ 有 $\square$ 無 | アレルギー | $\square$ 有 $\square$ 無 |
| 主食 | $\square$ 米飯 $\square$ おむすび $\square$ 粥 $\square ミ キ サ ー ~$ | 義歯 | $\square$ 有 $\square$ 無$\square$ 総義歯 $\square$ 部分義歯 |
| 副食 | $\square$ 普通 口軟菜 ロキザミ（ーロ大•中－小）ロソフト |  |  |
|  | $\square$ ■ース $\square$ ミキサー ※食事形態早見表参照 | 嚥下 | $\square$ 良好 $\square$ 見守り $\square$ 困難 |
| トロミ | $\square$ 有 口無 |  |  |
| 自助具 | $\square$ 有 $\square$ 無 | 咀嚼 | $\square$ 良好 $\square$ 見守り $\square$ 困難 |
|  | $\square$ 食器 $\square$ はし ロスプーン ロフォーク | 経管栄養 | 口経鼻 $\square$ 胃ろう 口腸ろう |

$\stackrel{\text { 检 }}{ }$

表 3 機能的評価：Barthel Index
痕営

$$
\begin{array}{c|l|}
\hline 10 & \text { 自立, 自助具などの装着可, 標準的時間内に食べ終える } \\
\hline 5 & \text { 部分介助 (たとえば, おかずを切って細かくしてもらう) } \\
\hline 0 & \text { 全介介助 } \\
\hline 15 & \text { 自立, ブレーキ, フットレストの操作も含む (非行自立も含む) } \\
\hline 10 & \text { 軽度の部分介助または監視を要する } \\
\hline 5 & \text { 座ることは可能であるがほぼ全介助 } \\
\hline 0 & \text { 全介助または不可能 } \\
\hline 5 & \text { 自立 (洗面, 整髪, 粜磨き, ひげ剃り) } \\
\hline 0 & \text { 部分介助又は不可能 } \\
\hline
\end{array}
$$

| 10 | 自立，自助具などの装着可，標準的時間内に食べ終える |  |
| :---: | :--- | :--- |
| 5 | 部分介助（たとえば，おかずを切って細かくしてもらう） |  |
| 0 | 全介助 |  |
| 15 | 自立，ブレーキ，フットレストの操作も含む（非行自立も含む） |  |
| 10 | 軽度の部分介助または監視を要する |  |
| 5 | 座ることは可能であるがほぼ全介助 |  |
| 0 | 全介助または不可能 |  |
| 5 | 自立（洗面，整髪，歯磨き，ひげ剃り） |  |
|  | 部分 |  |

10
自立（衣服の操作，後始末を含む，ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む）
5


5 自立 0 全介助または不可能
4．トイレ動作
 1045 m 以上の介助歩行，歩行器の使用を含む

5 歩行不能の場合，車椅子にて 45 m 以上の操作可能 0 上記以外

10 自立，手すりなどの使用の有無は問わない介助または臨視を要する

0 不能

| 0 | 不能 |
| :---: | :--- |
| 10 | 自立，靴，ファスナー，装具の着脱を含む |

5 部分介助，標準的な時間内，半分以上は自分で行える 0 上記以外

10 失禁なし，浣腸，坐薬の取り扱いも可能

10 失禁なし，収尿器の取り扱いも可能
5
0 ときに失禁あり，収尿器の取り扱いに介外
立，于寸ほなの使用の有無は問わない
5．入浴

Mahoney．F．L\＆Barthel．D．W：Functional evalation：The Barthel Index．Maryland．State．Mad．．J．14（2）：61－65，1965 より

表1 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

| 生活自立 | ランク J | 何らかの障害等を有するが，日常生活はほぼ自立しており独力で外出する <br> 1．交通機関等を利用して外出する <br> 2．隣近所へなら外出する |
| :---: | :---: | :---: |
| 準寝たきり | ランク A | 屋内での生活は概ね自立しているが，介助なしには外出しない <br> 1．介助により外出し，日中はほとんどべッドから離れて生活する <br> 2．外出の頻度が少なく，日中も寝たり起きたりの生活をしている |
| 寝たきり | ランク B | 屋内での生活は何らかの介助を要し，日中もべッド上での生活が主体であるが，座位を保つ <br> 1．車いすに移乗し，食事，排泄はベッドから離れて行う <br> 2．介助により車いすに移乗する |
|  | ランク C | 1日中ベッド上で過ごし，排泄，食事，着替えにおいて介助を要する <br> 1．自力で寝返りをうつ <br> 2．自力では寝返りもうたない |

## （平成3年11月18日 老健第102－2号 厚生省 大臣官房老人保健福祉部長通知）厚生省

表2 認知症である老人の日常生活自立度判定基準（抜粋）
ランク 判定基準

－

理 | II b | 家庭内でも上記 II の状態が見られる。 | $\begin{array}{l}\text { などそれまでできたことにミスがめだつ等 }\end{array}$ |
| :--- | :--- | :--- |
| $\begin{array}{l}\text { 管理ができない，電話の応答や訪問者との } \\ \text { 応対など一人で留守番ができない等 }\end{array}$ |  |  |

疾患が見られ，专間医療を必要とする。 精神症状に起因する問題行動が䋛続する状態等 T認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について」
（平成 5 年 10 月 26 日老健第 135 号 厚生省老人保健福祉局通知）

## 短 期 乺 活 短 期 乺 療 特 養

## 蚁 \＃

## 

